



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年12月27日金曜日 第573号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林予定森林にする旨の通知(7件).....(森林整備課)... 895
 愛媛県資源管理方針の変更.....(水産課)... 897
 まいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量.....()... 905
 まあじに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量.....()... 905
 かたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量.....()... 906
 かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量.....()... 906
 松山港湾計画の変更の概要.....(港湾海岸課)... 906
 道路の供用開始(県道石鎚伊予小松停車場線).....(東予地方局管理課)... 906
 土地改良区連合役員の就退任の届出.....(中予地方局農村整備第一課)... 906
 指定居宅サービス事業の廃止.....(南予地方局地域福祉課)... 907
 指定障害福祉サービス事業者の指定.....()... 907
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....()... 907

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....(労働委員会事務局)... 907

正 誤

令和6年3月15日付け第492号愛媛県告示第188号(道路の区域変更(県道広田双海線)中).....(中予地方局管理課)... 908
 令和6年11月1日付け第557号愛媛県告示第972号(道路の供用開始(県道島坂宇和線)中).....(南予地方局西予土木事務所)... 908

告 示

○愛媛県告示第1142号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
松山市泊町甲286の1、甲286の3、甲286の4、甲342
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
泊町甲286の1・甲286の3・甲286の4・甲342(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1143号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町下畑野川乙962の1、乙965の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下畑野川乙962の1・乙965の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1144号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町下畑野川乙1335の1、乙1343
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下畑野川乙1335の1・乙1343(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1145号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市宇和町岩木3264、3266から3277まで、3278の1、3279から3282まで、3324、3326から3329まで、3331から3350まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇和町岩木3267・3268・3271・3272・3275・3281・3282・3326から3328まで・3334・3341から3343まで・3347から3349まで(以上17筆について次の図に示す部分に限る。)、3269、3329
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1146号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字上鍵山1250の1、1281、1282、1796から1798まで、1806、1807、1809から1813まで、1815から1817まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字上鍵山1282・1796から1798まで・1806・1807・1809・1813・1817(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、1810から1812まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1147号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字蕨生1983から1988まで、2840の5、2866の2から2866の4まで、2868、2869の2、2870、2872の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字蕨生1985・1986・1988・2868・2869の2・2870・2872の2(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1148号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字富岡2854、2855
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1149号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、愛媛県資源管理方針（令和2年12月愛媛県告示第1288号）を次のとおり変更した。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 資源管理に関する基本的な事項
 - (1) 本県の水産業の状況
本県の水産業は、平成30年には生産量で137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - (2) 本県の責務
本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。
- 2 特定水産資源ごとの知事管理区分
知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。
 - (1) 水域
 - (2) 対象とする漁業
 - (3) 漁獲可能期間
- 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 - (1) 漁獲可能量
漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。
 - (2) 留保枠の設定
年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応す

るため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

- (3) 数量の融通
年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。
- 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。
- 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 - (1) 特定水産資源
特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。
また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
 - (2) 特定水産資源以外の水産資源
特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。
法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。
また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。
- 6 その他資源管理に関する重要事項
 - (1) 漁獲量等の情報の収集
 - ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
 - イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事

許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

(2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

(4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、「別紙1の1まいわし太平洋系群」から「別紙1の8かたくちいわし瀬戸内海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理の方針は、「別紙2の1かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙3の1かたくちいわし太平洋系群」から「別紙3の21しらす愛媛県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

別紙1の1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まいわし漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8 551

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の2

1 特定水産資源

まあじ

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まあじ漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の3

1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から6月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)とする。

(1) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から6月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(以下「くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業」という。)

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

(2) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分

における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

(3) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

(4) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、おおむね1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分

に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合において、融通により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加を行う時点が属する知事管理区分に当該追加分数量を配分することとし、融通以外により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加分数量を本県の留保枠とする。また、農林水産大臣が本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとする。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

(3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分のおおむね1割を残して愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（翌年1月から3月まで）に配分することとする。

ただし、知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超過しており又は超過のおそれがあると知事が認めた場合は、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、本県の当初配分のおおむね1割を残し、必要とする漁獲可能量を当該知事管理区分に配分するものとする。

(4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超過できなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超過した場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1の4

1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第1条第1項第1号に

掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超過のおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のおおむね9割とし、おおむね1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の都道府県別漁獲可能量を変更した場合には、当該変更数量の全量を本県の知事管理漁獲可能量から加減することとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の知事管理漁獲可能量より多い場合は、その差分を留保枠から減じることとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1の5

1 特定水産資源

するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県するめいか漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
小型機船底びき網漁業等	8,551

- 5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙1の6

- 1 特定水産資源
まさば及びごまさば太平洋系群
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県まさば及びごまさば漁業とする。
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ア 水域
イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域
 - イ 対象とする漁業
愛媛県に住所等がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業
 - ウ 漁獲可能期間
周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

- 5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙1の7

- 1 特定水産資源
かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）（ステップアップ管理対象資源）
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし（太平洋系群）漁業とする。

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ア 水域
イの対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域
 - イ 対象とする漁業
愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業
 - ウ 漁獲可能期間
周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし・あじ・さばまき網漁業等	8,551

- 5 その他資源管理に関する重要事項
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

別紙1の8

- 1 特定水産資源
かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。）（ステップアップ管理対象資源）
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業とする。

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ア 水域
イの対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域
 - イ 対象とする漁業
愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業
 - ウ 漁獲可能期間
周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ

の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
瀬戸内海機船船びき網漁業等	8,551

5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

別紙2の1

1 水産資源

かつお(中西部太平洋条約海域)

2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の1 削除

1 水産資源

かたくちいわし太平洋系群

令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙1へ移行。

別紙3の2 削除

1 水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群

令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙1へ移行。

別紙3の3

1 水産資源

ひらめ太平洋南部

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の4

1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の5

1 水産資源

たちうお太平洋中・南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の6

1 水産資源

たちうお瀬戸内海

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の7

1 水産資源

まだい太平洋南部

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の8

1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の9

1 水産資源

ぶり

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の10

1 水産資源

さわら太平洋南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の11

1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の12

1 水産資源

たこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、

中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の13

1 水産資源

あわび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の14

1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の15

1 水産資源

いせえび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の16

1 水産資源

さざえ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の17

1 水産資源

いかなご愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の18

1 水産資源

なまこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の19

1 水産資源

いさき太平洋中・南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の20

1 水産資源

いさき瀬戸内海

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に維持することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採

捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の21

1 水産資源

しらす愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

○愛媛県告示第1150号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まいわし漁業	現行水準

○愛媛県告示第1151号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじに関する令和7管理年度（令和7年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まあじ漁業	現行水準

○愛媛県告示第1152号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、かたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

Table with 2 columns: 知事管理区分, 知事管理漁獲可能量. Row 1: 愛媛県かたくちいわし（太平洋系群）漁業, 92,000トンの内数

○愛媛県告示第1153号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

Table with 2 columns: 知事管理区分, 知事管理漁獲可能量. Row 1: 愛媛県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業, 48,000トンの内数

○愛媛県告示第1154号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づ

○愛媛県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Row 1: 県道, 石鎚伊予小松停車場線, 西条市氷見丁8番209地先から同市氷見丁8番235まで, 令和6年12月27日

○愛媛県告示第1156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年12月27日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows: 理事 加藤章 (東温市樋口244番地), 玉井敏久 (西条市丹原町高松甲1351番地1), 真鍋美鈴 (西条市小松町新屋敷甲1800番地), 大野英子 (東温市松瀬川甲1165番地35)

き、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和6年12月27日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要（平成5年8月愛媛県告示第1071号）及び松山港港湾計画の変更の概要（令和5年6月愛媛県告示第764号）によりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

土地利用計画

Table with 3 columns: 地区名, 面積（ヘクタール）, 用途. Rows: 吉田浜, 7(7) 埠頭用地, 1(1) 港湾関連用地, 82(82) 工業用地, 140(3) 交通機能用地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

Table with 3 columns: 退任, 氏名, 住所. Rows: 近藤信利 (西条市丹原町高知455番地), 武田喜義 (西条市実報寺甲169番地1), 佐々木則彦 (西条市丹原町関屋甲443番地3), 家久英雄 (松山市南梅本町756番地), 梅岡伸一郎 (松山市上市2丁目4番27号), 池川和裕 (東温市見奈良336番地1), 城石好博 (伊予市下三谷1561番地1), 福島清繁 (伊予郡松前町大字西古泉76番地), 榎部玲子 (西条市北条1261番地10), 三木伸 (西条市小松町北川103番地2), 森俊一 (松山市余戸中5丁目1番3号)

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 章	東温市樋口244番地
"	玉 井 敏 久	西条市丹原町高松甲1351番地1
"	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
"	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地1
"	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756番地

"	梅 岡 伸 一 郎	松山市上市2丁目4番27号
"	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地1
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地1
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地
監 事	福 嶋 正 志	伊予郡松前町大字永田305番地
"	村 上 繁 敏	西条市楠甲453番地2
"	森 俊 一	松山市余戸中5丁目1番3号

○愛媛県告示第1157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年12月27日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社ひより	訪問介護ひより	愛媛県宇和島市川内甲2530番地1	令和6年11月15日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターうわじま	愛媛県宇和島市川内甲978番地1	令和6年11月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和6年12月27日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700462	ヴェルデT・K株式会社	愛媛県大洲市八多喜町甲12番地2	平 田 和 子	就労継続支援B型	就労継続支援B型伊予集團	愛媛県大洲市米津甲120番地の2	令和6年12月1日

○愛媛県告示第1159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年12月27日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300073	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	森 信 介	居宅介護	ニチイケアセンターうわじま	愛媛県宇和島市川内甲978番地1	令和6年11月30日
3810300073	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	森 信 介	重度訪問介護	ニチイケアセンターうわじま	愛媛県宇和島市川内甲978番地1	令和6年11月30日

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第4号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和6年12月27日

愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授 松山大学大学院法学研究科教授	35期 39～46期	令和5年9月15日
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42～46期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授 愛媛大学大学院人文社会科学部研究科教授	42～46期	〃
武 智 雅 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43～46期	〃
重 松 大 輔	愛媛県労働委員会委員 弁護士	46期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 JAM四国書記長 JAM四国愛媛地区協議会特別役員	38～41期 45～46期	〃
中 塚 広 之	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 自治労愛媛県本部執行委員長	45～46期	〃
白 石 浩 司	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	46期	〃
菊 川 泰	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	46期	〃
長 岡 英 樹	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 U A センセン愛媛県支部長	46期	令和6年12月13日
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 (有)大豊陸送代表取締役 愛媛県経営者協会副会長	43～46期	令和5年9月15日
本 田 美 紀	愛媛県労働委員会委員 (有)オルスソ本代表取締役	44～46期	〃
八 塚 洋	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	45～46期	〃
島 原 豊 行	愛媛県労働委員会委員 (株)島原本舗代表取締役社長	46期	〃
土 岐 正 和	愛媛県労働委員会委員 住友共同電力(株)総務管理部長	46期	〃
神 原 浩 司	愛媛県労働委員会事務局長		令和6年4月1日
岡 田 英 樹	愛媛県労働委員会事務局次長		令和5年4月1日
瀬 村 正 志	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		令和6年4月1日

正 誤

○正 誤

令和6年3月15日付け第492号愛媛県告示第188号（道路の区域変更（県道広田双海線））中

ページ	箇 所	誤	正
131	表 区域変更の区 間の欄中 上から2段目	甲1160番2まで	甲1163番1まで
131	表 区域変更の区 間の欄中 上から3段目	甲1160番2から	甲1163番1から

○正 誤

令和6年11月1日付け第557号愛媛県告示第972号（道路の供用開

始（県道鳥坂宇和線））中

ページ	箇 所	誤	正
792	表 供用開始の区 間欄中 上から2段目	同町明石2533番2まで	同町明石2553番2まで